## 概 要

平成25年5月17日開催の第94回情報通信技術分科会において、移動通信システム委員会の所掌を拡充するため、「情報通信技術分科会における委員会の設置(平13.1.17分科会決定第3号)」の一部を改正し、委員会の名称を「陸上無線通信委員会」に変更することが決定(分科会決定第45号)されたもの。

名 称

移動通信システム委員会 □ 陸上無線通信委員会【名称変更】

所 掌

移動通信システムの技術的条件に関する事項 🗁 移動通信システム及び固定通信システムの技術的条件に関する事項 【所掌追加】

## 検討事項

- 諮問第2008号(平14.9.30)「UWB(超広帯域)無線システムの技術的条件について」
- 諮問第2009号(平14.9.30)「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件について」
- 諮問第2029号(平21.7.28)「ITS無線システムの技術的条件について」
- 諮問第2033号(平25.5.17)「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件について」【追加】

## 今後の検討事項とスケジュール(予定)

諮問案件	平成25年度	平成26年度
[諮問第2008号] UWB無線システムの技術的条件	9月 センサー用UWB	(要望に応じ、適宜検討)
[諮問第2009号] 小電力の無線システムの高度化	9月 小電力セキュリティ無線等	(要望に応じ、適宜検討)
[諮問第2029号] ITS無線システムの技術的条件	一当面の検討事項なし一	
[諮問第2033号] 業務用陸上無線通信の高度化	12月 デジタル同報系防災無線 3月 150/260/400MHz帯業務用無線 3月 11GHz帯等固定通信システム/22GHz帯等FWAシス	マテム 3月 6.5/7.5GHz帯等可搬型システム

新旧対照条文 「情報通信技術分科会における委員会の設置」(平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号)の一部改正

○情報通信技術分科会における委員会の設置(平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号)

(略) 二 4~7 (略) 二 4~7 (略)	に関する事項	設置する。   設置する。   設置するの審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を   本公進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、   進す本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促   木	新	
(略) (略)	移動通信システムに係る技術的条件に関する事項3 移動通信システム 委員会1及び2 (略)名称及び所掌	設置する。本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促	田	(傍線の部分は改正部分)

参

情報通信技術分科会における委員会設置の一部改正

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第四十五号平成二十五年五月十七日

に改正する。情報通信接続分科会決定第三号)の一部を次のよう情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号)の一部を次のよう情報通信技術分科会における委員会設置(平成十三年一月十七日

第一項第3号を次のように改める。

3

に関する事項移動通信システム及び固定通信システムに係る技術的条件陸上無線通信委員会